

輸入車の重金属 4 物質等の削減・使用廃止に関する対応状況について

現在の対応状況

当組合は、国内に輸入される欧州製造車、米国製造車及び韓国製造車が、現時点で EU ELV 指令*に適合し、鉛、六価クロム、水銀、カドミウムの 4 物質に関する削減量や使用廃止などの要件に従っていることを確認しております。

※ なお、過去に難燃剤として使われていた deca-BDE は、完全撤廃しており、新車への使用は一切ありません。

* 欧州議会の指令 2000/53/EC と欧州委員会の指令 2020/363（2019年12月17日）に合致しているとの要求

＜参考＞ EU ELV 指令 第4条(2)(a)

加盟国は、2003年7月1日以後に市場投入される車両の材料および構成部品が、附則Ⅱに記載する事例ならびに定めた条件に適合する場合を除き、鉛、六価クロム、水銀、カドミウムを含有しないことを保証するものとする。

附則Ⅱ（第4条(2)(a)が免除される材料と構成部品）

合金要素としての鉛

	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
1(a).	機械加工目的の鋼鉄およびバッチ式溶融亜鉛めっきされた鋼鉄部品 最大 0.35w%	(期限未設定)
1(b).	連続亜鉛めっきされた鋼板 最大 0.35w%	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
2(a).	機械加工目的のアルミ 最大 2.0w%	2005年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
2(b).	鉛を含有するアルミ 最大 1.5w%	2008年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
2(c)(i).	機械加工目的の鉛を含有するアルミ合金 最大 0.4 w%	(改正案：2028年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品)
2(c)(ii).	2(c)(i)以外の機械加工目的の鉛を含有するアルミ合金 最大 0.4 w% (*) *鉛が意図的に使われたものではなく、リサイクルしたアルミの中に含まれていたもののみが該当	免除範囲と期限は2024年に見直す。
3.	銅合金 最大 4w%	(改正案：免除範囲と期限は2025年に見直す。)
4(a).	ベアリングシェルおよびブッシュ	2008年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
4(b).	エンジン、トランスミッション、エアコンプレッサーのベアリングシェルおよびブッシュ	2011年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品

構成部品中の鉛および鉛化合物

	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
5(a).	M1 および N1 車両の駆動目的のみの高電圧バッテリー (*) の鉛 * 欧州議会および一定の上限電圧以下で使用する電気機器に関する加盟国法規の調和に関する審議会（2006年12月12日開催）による指令2006/95/ECにおいて定義される75V DC 超の電圧を有するシステム。	2019年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
5(b)(i).	(改正案：12Vバッテリーの鉛)	(改正案：免除範囲と期限は2025年に見直す。)
5(b)(ii)	(改正案：5(a)と5(b)(i)に含まれないバッテリーの鉛)	(改正案：2024年1月1日より前に型式認可された車両及びその交換部品)
6.	消振ダンパー	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
7(a).	ブレーキホース、燃料ホース、エアベンチレーション ホースのエラストマー、シャシー装備のエラストマー/金属パーツ、エンジンマウント部品の加硫剤及び安定剤	2005年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
7(b).	ブレーキホース、燃料ホース、エアベンチレーション ホースのエラストマー、シャシー装備のエラストマー/金属パーツ、エンジンマウント部品の加硫剤及び安定剤 最大0.5w%	2006年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
7(c).	パワートレイン装備でのエラストマーの接着剤 最大0.5w%	2009年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
8(a).	電気および電子部品を電子基板に取り付けるためのハンダ用鉛およびコンポーネント・ピンまたは電子基板上でアルミニウム電解コンデンサ以外のコンポーネント終端処理の仕上げ剤に使用する鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(b).	電子基板またはガラス上のハンダ付け以外の電気装備のハンダ用鉛	2011年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(c).	アルミニウム電解コンデンサ終端処理の仕上げ剤に使用する鉛	2013年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(d).	マス・エアフロー・センサーのガラス上のハンダ付けに使用する鉛	2015年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(e).	高融点ハンダの鉛（すなわち、85w%以上の鉛を含有する鉛基合金）	免除範囲と期限は2024年に見直す。
8(f)(i).	コンプライアント・ピン・コネクタ・システムに使用する鉛	2017年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(f)(ii).	コンプライアント・ピン・コネクタ・システムに使用する鉛：車両ハーネス・コネクタのはめ合い部分以外	2024年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(g)(i).	集積回路フリップ・チップパッケージ内の半導体ダイ（die）とキャリア間の持続可能な電気接続を完全にするためのハンダに含まれる鉛	2022年10月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(g)(ii)	集積回路フリップ・チップパッケージ内の半導体ダイ（die）とキャリア間の持続可能な電気接続を完全にするためのハンダ	免除範囲と期限は2024年に見直す。

	に含まれる鉛で、以下のいずれかの電気接続から構成されるもの (i) 90nm以上の半導体テクノロジー・ノード (ii) 半導体テクノロジー・ノードとして 300 mm ² 以上の単一ダイ (die) (iii) 300 mm ² 以上のダイ (die) を積み上げたパッケージまたは 300 mm ² 以上のシリコンインターポザー (基材)	
8(h).	投射部最低 1cm ² のチップサイズおよび最低 1A/mm ² のシリコンチップ・エリア公称電流密度を持つパワー半導体アセンブリのヒートシンクにヒートスプレッドを取り付けるハンダに使用する鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(i).	積層グレイジングのハンダ付けを除くガラス上の電気的グレイジングのハンダ用鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(j).	積層グレイジングのハンダ付け用鉛	2020年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(k).	0.5 A以上の熱流を用いた積層グレイジングのハンダ付けでその厚さが 2.1 mm 以下のもの。 この免除は、中間ポリマーに埋め込まれた接点へのはんだ付けには適用されない。	2024年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
9.	バルブシート	2003年7月1日より前に開発されたエンジンの交換部品
10(a).	ガラスまたはセラミック、ガラスまたはセラミックマトリックス化合物、ガラスセラミック材またはガラスセラミックマトリックス化合物に鉛を含む電気及び電子部品この免除は、以下の鉛の使用は対象としない。 (i) 電球(バルブ)のガラスと点火プラグのガラス質釉薬 (ii) 10(b)、10(c)および 10(d)に記載された部品のセラミック誘電物質	(期限未設定)
10(b).	集積回路またはディスクリート半導体の一部であるコンデンサの PZT ベース誘電セラミック材料に使用する鉛	(期限未設定)
10(c).	定格電圧 125V AC または 250V DC 未満のコンデンサの誘電セラミック材料に使用する鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
10(d).	超音波ソナーシステムの温度関連偏差を補償するコンデンサの誘電セラミック材料に使用する鉛	2017年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
11.	火工品のイニシエータ	2006年7月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
12.	排気熱の回収により CO ₂ 排出を削減する自動車用電気アプリケーションに使用する鉛含有熱電材料	2019年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品

六価クロム

	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
13(a).	防錆コーティング	2007年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
13(b).	シャシー用ボルト及びナットの防錆コーティング	2008年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品

14.	<p>吸収式冷蔵庫のカーボン・スチール冷却システムの防錆用六価クロムで、冷却溶液中に0.75w%まで含まれるもの</p> <p>(i) 電気ヒーターで完全または部分的に動作するように設計されており、一定の稼働条件で平均使用電力入力が75W未満のもの</p> <p>(ii) 電気ヒーターで完全または部分的に動作するように設計されており、一定の稼働条件で平均使用電力入力が75W以上のもの</p> <p>(iii) 非電気ヒーターで完全に動作するように設計されているもの</p>	<p>(i)について：2020年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品</p> <p>(ii)について：2026年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品</p>
-----	--	--

水銀

	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
15(a).	ヘッドライトのディスチャージランプ	2012年7月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
15(b).	インストパネルディスプレイの蛍光管	2012年7月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品

カドミウム

	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
16.	電気自動車のバッテリー	2008年12月31日より前に市場投入された車両の交換部品

注記：

- 鉛、水銀、六価クロムの最大許容濃度は均質材料中0.1wt%、カドミウムは均質材料中0.01wt%とする。
- ホイールバランスウェイト、電気モーターのカーボンブラシ、ブレーキライニングを除き、2003年7月1日以前に販売された自動車に使用するために2003年7月1日以降に販売された補修部品は、第4条(2)(a)から免除されるものとする。